

2022 年 11 月 5 日

各 位

中井忍事務所

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、提起した損害賠償等請求訴訟について、東京地方裁判所より判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所
2022 年 11 月 5 日

2. 本訴訟を提起した者(原告)

名称: 中井忍

3. 訴訟の経緯

インターネットで閲覧可能な掲示板「爆サイ」などにおいて、中井忍が「詐欺事件を起こしている」、「相手を中傷したり脅したりしている」、「ヤフオクで有名な詐欺師」などの虚偽の事実を摘示する複数の投稿(以下「本投稿」といいます。)がなされました。これを受け、中井忍が東京地方裁判所に対して発信者情報開示命令申立を行ったところ、同申立てが認容され、本投稿を行った登録者にかかる電話番号等の開示決定がなされました。そして、その後の調査において、当該電話番号の契約者(以下「本契約者」といいます。)が判明いたしました。

本投稿は、中井忍が「詐欺事件を起こしている」旨の虚偽の事実を摘示するものであり、名誉権等を侵害するものであることから、損害賠償請求訴訟を提起することといたしました。

4. 判決の内容

判決は、原告の請求を認容し、被告矢野に対し、計175万7852円の損害賠償を命じました。

5. 今後の対応方針

本投稿により、関係者の皆様ならびにお取引様その他すべてのステークホルダーの皆様には多大なご心配をおかけしておりますため、今般、本契約者が判明したことを受け、本訴訟の提起に至った次第です。

当事務所は、本投稿以外にも、「詐欺事件を起こしている」ことを示唆する旨のインターネット上の記事または投稿等を確認しておりますが、当事務所が詐欺を行っている事実は一切存在いたしません。当該記事または投稿等は、いずれも具体性に欠け、一見して信ぴょう性が乏しい内容ではありますが、今後も、具体的に虚偽の事実を摘示すること等により名誉権等を侵害する記事または投稿等を確認した場合には、法的対応を含め、厳しく対応させていただく所存であります。

以 上